

道路整備基本計画の検討方針(案)

	頁
・道路整備基本計画の位置付け	1
・検討にあたっての関連動向	2
・関連施策「公共交通基本計画」について	3
・道路整備基本計画策定スケジュール(案)	4

《根拠条例》：奈良県道路の整備に関する条例 (平成25年4月1日施行)

- 整備を「新設、改築、維持及び修繕」と定義
- 基本計画の策定（第4条第1項）
 - 県は、基本方針を踏まえ、県管理道路の総合的かつ計画的な整備を図るための基本計画を策定
- 策定内容（第4条第2項）
 - ・整備を推進すべき道路のあり方
 - ・道路の整備の進め方
 - ・その他 道路の整備に必要な事項

《現計画との関係》：奈良の今後五カ年の道づくり重点戦略

- 平成21年度～平成25年度の五カ年計画
- 根拠条例はないが、議会の議決を経て決定（平成20年12月）



事実上の「基本計画」の前身計画

検討の方向性

「奈良の今後5カ年の道づくり重点戦略」の枠組みを基本的に踏襲しつつ、その後の情勢変化を反映し、現在の課題や社会的ニーズを踏まえた必要な見直しを行いながら、検討を進める。

■重点戦略の概要 (H21～H25)

多様化する県民ニーズに的確に対応しつつ、「選択と集中」などにより、効率的・効果的に道路整備や管理を行うための考え方を、5つの「重点的に取り組む施策」と4つの「道路行政の進め方の改革」として宣言

「奈良の今後5カ年の道づくり重点戦略」に基づく取組

●「選択と集中」について

- ・重点的に進める事業箇所を公表し、集中投資により、メリハリある道路整備を推進
- ・依然として、全国に比べて道路整備は遅れているものの、奈良県の骨格となる幹線道路ネットワークの姿が見えてきた状況

●「分野別プラン」について

- ・重点戦略後に各分野別のプラン・指針類を作成し、施策の「見える化」を図りつつ、体系的に施策展開
- ・引き続き、基本計画と各分野別プランを一体的、体系的に運用していく必要

近年の社会的ニーズ、県の政策課題

●「経済の活性化」

- ・地域産業の支援・創出、観光の振興、県内消費の拡大、雇用対策の推進、農林業の振興

●「くらしの向上」

- ・健康づくりの推進、医療・福祉の充実、学びの支援、景観環境の保全、くらしやすいまちづくり

●「安全・安心の確保」

- ・東日本大震災、紀伊半島大水害等の発生により、災害に強い道路整備の必要性が増大
- ・通学路における相次ぐ死傷事故の発生により、生活道路の交通安全性へのニーズが増大
- ・トンネル天井板の崩落による死傷事故により、ストック老朽化対策の重要性が増大、

新しい取組との連携

●奈良県公共交通条例、公共交通基本計画

公共交通基本計画の位置づけ

《根拠条例》：奈良県公共交通条例 (平成25年7月17日施行)

○公共交通基本計画（第7条第1項）

知事は、まちづくり、保健、医療・福祉、教育その他の施策との連携及び関連する施策との連携を図りながら、総合的かつ計画的な施策の推進をするため公共交通に関する基本的な計画を定める。

○策定内容（第7条第2項）

- 公共交通に関する施策についての**基本的な方針**
- 公共交通に関し、県が**総合的かつ計画的に講ずべき施策**

公共交通と道路整備のあり方を一体的に検討

	条例（成立済）	計画（作成中）
公共交通	奈良県公共交通条例 (平成25年7月17日施行)	公共交通基本計画
道路整備	奈良県道路の整備に関する条例 (平成25年4月1日施行)	道路整備基本計画

道路整備基本計画策定スケジュール（案）

資料2-1

